

大東市長 東 坂 浩 一 様

三箇自治会
区長 岡 崎 信 久

印

平成28年度大東市に対する要望

盛夏の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、三箇地区の発展と住民福祉の向上に何かとご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当地区では、「三箇に住んで良かった」と思われる街づくりを目標に日々の活動に取り組んでおりますが、残された課題は今なお山積しており、長年の懸案事項を含めて平成28年度要望として取り纏めました。地区住民の切なる要望をご理解いただき、是非とも実現いただきますよう強く要望します。

記

[1] 全般事項

1 街づくり部

(1)三箇1丁目地内中戸水路整備事業の早期施行

◇中戸水路整備事業の残区間について計画を提示するとともに、早期に事業着手されたい。

(2)市道の舗装改良

◇地区内の道路について、計画的に舗装改良工事を施行されたい。

(3)道路表示の点検整備

◇横断歩道、車両停止線その他道路表示の不鮮明な箇所を補修されたい。

(4)通学路標識の設置

◇全ての通学路に通学路標識を設置されたい。

(5)交差点の交通事故防止対策

◇交通事故の危険性の高い交差点の安全対策を行われたい。

2 福祉・子ども部

(1)民生委員の増員

◇平成26年10月1日付で、三箇4丁目担当の民生委員の増員が図られるまでの暫定措置として、三箇5丁目担当の民生委員の担当区域を「三箇5丁目全域及び三箇4丁目1番～16番」に変更されたところであるが、早期に三箇4丁目を担当する専任の民生委員を配置されたい。

(2)民生委員の活動区域の変更

◇三箇地区の民生委員の活動区域は、中学校区を区域とする「大東市民生委員協議会深野地区委員会」と「大東市民生委員協議会谷川地区委員会」に大きく二分されており、その活動は、それぞれの地区委員会の活動方針に沿って行われている。

同一地域でありながら、民生委員の活動区域が異なっていることによって、地域の一体性が損なわれ、地域福祉を推進していく上での阻害要因になっていることから、小学校区又は大東市地区担当職員に関する規則第1条に規定する地区を単位とする活動区域に改められたい。

(3)コミュニティソーシャルワーカーの適正配置

◇コミュニティソーシャルワーカーの配置については、「大東市コミュニティソーシャルワーカー（いきいき相談支援員）推進事業実施要綱」において、「中学校区を標準とする地域の実情に応じた担当区域において、CSW を配置する施設を指定する。」とし、現に、8つの中学校区ごとに指定されている。

三箇地区においては、中学校区が大きく2つに分かれている現状から、中学校区を標準とした地域で地域福祉を推進することは非常に困難であるため、小学校区又は大東市地区担当職員に関する規則第1条に規定する地区を単位とする地域でCSWを指定されるよう改められたい。

(4)子育て支援センターの設置

◇市内に3箇所設置されている子育て支援センターは、大東市の都市軸に沿って市の南側に偏在している。このため、妊娠中の女性や子育て中の保護者が等しく利用できるように、市の中北部に新たな子育て支援センターを設置されたい。

(5)社会福祉施設設置情報の提供

◇社会福祉法人及び一般社団法人が社会福祉施設を設置し、事業の運営をしようとするとき、事業開始の直前に地元（自治会）に説明される場合が多く、これが地元とのあつれきと混乱を招く原因になっている。事業者に対する本来的な支援や地域との円滑な合意形成のためには、市又は社会福祉協議会が設置に係る情報を得たときは、速やかに地元自治会に当該情報を提供されたい。

3 危機管理室

(1)初期消火器具格納箱の適正配置

◇大東市初期消火器具格納箱設置事業については、地区の要望に基づいて設置されているが、消防防災の観点から、行政において明確な整備計画を策定し事業実施されたい。

(2)初期消火器具格納箱の帰属及び適正管理

◇大東市初期消火器具格納箱は、備品購入費で設置されたものであり、大東市の財産で物品に分類される。このため、管理責任者は、市の所管課等の長となるため、「大東市初期消火器具格納箱の設置ならびに管理要領」中、管理責任者に関する規定を改められたい。

なお、管理を設置場所を管轄する区長に委任する場合は、委託契約等必要な手続きを為されたい。

(3)市道住道四の宮線緩衝地の利用

◇消防団第11分団車庫北側の未利用地を消防分団車庫と一体的に消防防災施設として利用するについては、平成27年度に要望し内諾を得たところであるが、利用開始に当たって、使用貸借契約の締結、使用承認書の発行等、必要な手続きを為されたい。

4 市民生活部

(1)防犯カメラの設置

◇安全な市民生活を確保するため、市の事業として全ての通学路に防犯カメラを設置し、管理されたい。

(2)防犯灯LED化取替助成事業の継続

◇平成23年度から平成27年度までの5か年度にわたり防犯灯LED化取替助成事業が実施されたところであるが、当地区における整備率は67.5%である。防犯灯LED化取替助成事業を継続施行し、早期に全ての防犯灯のLED化を完了されたい。

(3)自治区提案事業の延長及び補助金交付回数制限の撤廃

◇平成28年度で自治区提案事業を廃止されることになっているが、自治会の自発的な事業の推進により、更なる地域の活性化が見込めるため、制度の廃止を再考されたい。

(4)生涯学習センターにカラー印刷機を設置

◇自治会等の運営に係る支援業務として、自治会発行印刷物のカラー印刷については、現在、市役所に設置されている印刷機を活用して実施されているが、一定の利用上の制約があるので、広く利用に供するため、生涯学習センターにカラー印刷機を設置されたい。

[2] 各町丁要望事項

1 三箇1丁目

- (1) 中戸水路の寝屋川からの流入部の水門扉の開閉及びゴミの除去等、適切な管理をされたい。
- (2) 三箇1丁目第2幹線広場の除草及び樹木の管理を行われたい。
- (3) 第2幹線広場を改良されたい。
 - ①鉄棒(3連)の設置
 - ②動物スプリング遊具(2基)の設置
 - ③ベンチの増設
 - ④公園利用注意看板の設置
 - ⑤園名表示板の設置
 - ⑥太陽電池時計の設置
- (4) 市道三年坂会所橋線(第2幹線広場西側)のガードフェンスの補修及び塗装改良を行われたい。

2 三箇3丁目

- (1) 三箇3丁目3番18号先丁字路に一時停止線を設置されたい。
- (2) 三箇3丁目2番11号先丁字路に一時停止線を設置されたい。
- (3) 三箇3丁目5番15号先交差点付近道路側溝にグレーチングを設置されたい。
- (4) 三箇3丁目4番1号先の道路側溝を改良されたい。
- (5) 市道住道四の宮線(三箇3丁目3番1号先～三箇3丁目3番33号先)のカーブ部分に通行注意表示板を設置されたい。
- (6) 三箇3丁目6番16号先道路のポールを修復されたい。
- (7) 上三箇第4児童遊園を改良されたい。
 - ①ベンチの設置
 - ②動物スプリング遊具(2基)の設置
 - ③公園利用注意看板の設置
 - ④園名表示板の設置

3 三箇4丁目

- (1) 三箇第3公園を改良されたい。
 - ①管理フェンスの全部更新
 - ②公園利用注意看板の設置
- (2) ポールコーンの設置等、迷惑駐車対策を実施されたい。
 - ①三箇4丁目2番10号先
 - ②三箇4丁目4番街区周辺
 - ③三箇4丁目8番1号先
 - ④三箇4丁目10番17号先
- (3) 転落防止柵・鉄板蓋を設置されたい。
 - ①転落防止柵の設置
 - ◇三箇4丁目14番(旧コープ前)
 - ②鉄板蓋の設置
 - ◇三箇4丁目14番12号先
 - ◇三箇4丁目17番1号先
- (4) コミュニティバス停車位置表示の新設及び更新を行われたい。
- (5) 空地の適正管理指導を行われたい。
 - ①三箇4丁目4番街区
 - ②三箇5丁目7番街区(三箇4丁目に隣接:旧サンクス南側)
- (6) 三箇第2公園東側の道路側溝の床を嵩上げされたい。

4 三箇5丁目

- (1) 三箇第2児童遊園を改良されたい。
 - ①ベンチ(2基)の更新
 - ②動物スプリング遊具(2基)の設置
 - ③公園利用注意看板の設置
 - ④園名表示板の更新
- (2) 三箇第2児童遊園横、ハイツリバーサイド駐車場出口付近に一方通行標識の設置又は一方通行道路表示を行われたい。
- (3) 三箇5丁目1番32号先から1番34号先までの道路側溝にグレーチングを設置されたい。
- (4) 市道住道四の宮線に至る市道三箇32号線の傾斜角度を改良されたい。
- (5) 上三箇第1児童遊園を改良されたい。
 - ①鉄棒(3連)の設置
 - ②園名表示板の設置
- (6) 市道江ノ口宮前線(三箇菅原神社前)の道路側溝を改良されたい。

5 三箇6丁目

- (1) 三箇第1公園に低木及び花等の植栽を行われたい。
- (2) 三箇第1公園東屋の屋根を修繕されたい。
- (3) 市道住道四の宮線(五軒堀橋から寝屋川市域界まで)法面の除草清掃を行われたい。
- (4) 三箇児童遊園を改良されたい。
 - ①ベンチの設置
 - ②公園利用注意看板の設置
 - ③園名表示板の設置
- (5) 市道の不法占拠状態を改善されたい。
 - ①三箇6丁目10番19号ガレージ前
 - ②三箇6丁目16番13号先
- (6) 三箇6丁目4番45号先のマンホール蓋の嵩上げを行われたい。